

## オーストリア編

### I 国 情

此の国は、かつては16民族、五千数百万の人口を擁したヨーロッパのどの国（ロシアを除く）よりも大きかつた時代があった。而るに二次にわたる大戦で大打撃を受け領土も人口も $\frac{1}{8}$ になった。1955年5月漸く17年振りで独立を回復しオーストリア共和国として自由を取り戻し約10年間で鉱工業生産は倍増し、西ドイツ、イタリーに次ぐ経済成長を示した。

大企業は国営であるがその他は中小企業で占めている人口736.5万、労働人口は317.7万である（1970）（表1参照）失業率も低く、（表2）ストライキもなく物価は安定し、社会保障もスエーデンに次いで充実している。  
※註1  
※註2

### II 職業訓練のパターン

オーストリアに於ける職業訓練は本来的に云へば企業内の on-the-job 式の訓練と職業学校に於ける関連学科との結合方式である。この訓練パターンは、西ドイツ、スイス、デンマーク諸国の制度と極めて良く似ている。

見習工養成（技能者養成）は義務教育8年を修了して後に始まる。  
(但し 義務教育延長 即ち9年制案は1962年の教育法によって1964学校年から漸次導入されることとなつた事は後述する)

即ち 技能者養成契約下の一企業内での訓練という伝統的で正式の技能者養成が、職業資格の認定を得る上で主要な手段になっているのであり、職業学校での全日制の訓練は、技術と職業に関する国全体の教育・訓練体系の中では二次的なものであった。そして技能者養成は、経済活動の殆んど全分野で受ける

ことが出来るのである。養成期間は職種によって異なるが2年乃至4年間である。

即ち 此の国では、若年学卒者（即ち18才未満の者）の大半は技能者養成契約下に入り、比較的小数者が何の認定訓練も受けることなしに卒業と同時に就職する而も近年では後者の数は次第に減少して、全少年の約30%程度であった。※

※（8年の義務教育を了って何らの職業学校にも通学せず又進学もしない若者達の将来を考へて1968年これら若者のための継続教育の新方式として9年目の一 年間を技術・技能コースに入れる制度が導入された。）

尤も此の国も昔は全日制職業学校の訓練生数が急激に増加しその期間見習工の登録数はそれ程増加しなかった時代があった。即ち 全日制訓練生数が1948年の約10,000名から1954年には約93,000名と急増したこと也有った。  
※（表3参照）

### Ⅲ 1962年の教育法

1962年の教育法によって義務教育は従来の14才から15才へ延長されることに決定され1963/64学校年から数年かかって遂次実施されることになった。そして1年延長された第9学年の、教科課程には職業準備指導（オリエンテーション）を原則として含むことになる。その新しい第9年目のコースは技術・技能コース（polytechnical course：所謂実科コース）として1966年9月より実施する目途の下に準備が進められた（この点については後述する）：

## ※(注1) 表1

オーストリアの労働人口の年令分布

(単位1000人)

	1965年	1970年	1975年	1980年
総人口	7,197	7,365	7,518	7,671
労働力人口	3,335	3,177	5,225	3,364
14才～19才	409	313	363	411

農業人口(1961) 769千人 労働力人口の22.8%

## ※(注2) 表2.

年度別失業率

1950~54	1955~59	1960~64	1965	1966	1967
7.3	5.1	2.9	2.7	2.5	2.7

## ※表3.

オーストリア職業指導統計 1958～1963間の見習工数と全日制訓練生数の推移

年別	技能者養成契約加入数	全日制職業学校入学数
1958	49,400	22,300
1959	46,300	20,300
1960	42,200	18,200
1961	50,700	20,300
1962	48,700	20,700
1963	47,900	17,700

全日制職業訓練学校の生徒数は1948年から1954年にかけて急増していたが(10,000名から93,000へと), 同期間に於ける見習工数はそれ程には急

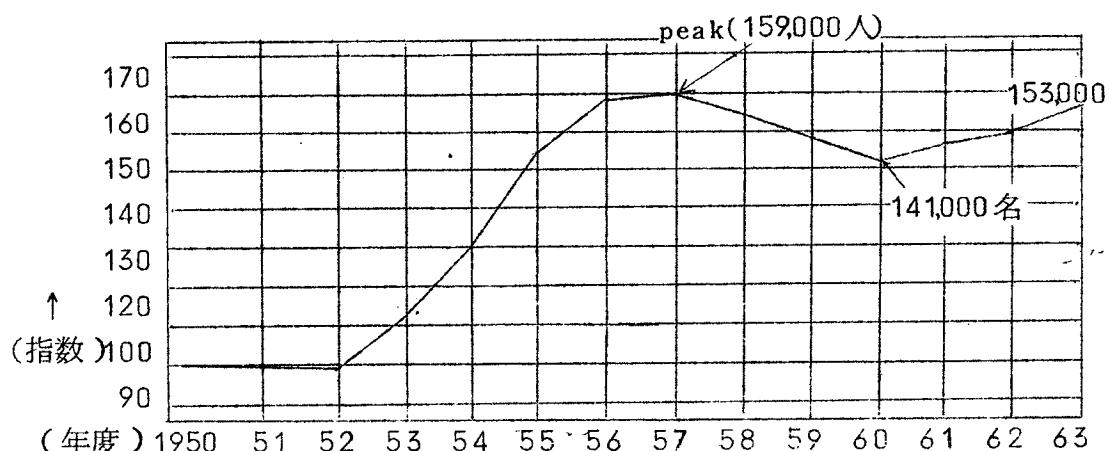
増しなかつた。1954年以来、職業訓練制度全般に占める学校ベースの訓練と企業ベースの技能者養成とは相対的重要性が同じ程度のままで進んでいたことは上記の表の通りである。近年になって双方とも吸収人員が減少しつつあった。その理由は、地元の特殊事情とか、異なった経済分野間に見られるはげしい見習養成工の獲得競争にも因している。

尙（表3）に示した年次別技能者養成契約加入数と各年次の見習工総数とは意味が異なる。即ち（表4）は1950年の指標を100とした場合の各年次別見習工総数の推移を示すものであり、具体的に云へば1950年93,000名、1957年は159,000名でピークを示し、1960年141,000名、1963年153,000名となっている。

又（表5）は1962年末現在の主要10職種別に見た見習工数を示し、（表6）は年次別主要産業別養成工分布数を示す。

表4

青少年世代の減少が技能養成参加者の減少をもたらしたことを見示す指標表  
(1950年を100として)



(指標 1950年を100として)

年度別見習工数	1950年	93,000人
	1955	145,000
	1957	159,000 (ピーク)
	1960	141,000
	1962	148,000
	1963	153,000

表 5.

(参考) 手工業及び工業に於ける殆んどの養成工の重要 10 職種別に  
見た養成工数の 1962 年 12 月現在の数は:

手 工 業(総数 88,700)	工 業(総数 21,300)
自動車機械工 8,400	機 械 工 3,600
理髪師見習 7,400	営業部門見習 3,200
煉瓦工・石工 7,100	自動車・機械工 1,500
建 具 職 7,000	機 械 整 備 工 1,500
電 気 組 立 工 6,800	治・工具工 1,300
組 立 工 5,400	旋・削 工 1,300
婦人服差物師見習 5,200	電 気 保 全 工 700
鉛 管 工 4,300	電 气・電子組立工 700
塗 装 工 4,200	組 立 工 800
パン製造見習 3,400	組立ばり工(建設) 700

技能養成工で商業系職種や職業(ホテル営業も含む)に入った者の数は  
1950年と対比して1963年には200%以上を示しているが、それと相対的に  
見て手工業職種は30%増、工業職種は100%増であった。次表にその  
年次別養成工数の傾向を示すと:

表 6

年 別	手 工 業	工 業	商 業・ホ テ ル 産 業	運輸業
1950	69,000	10,800	13,000	100
1951	67,300	11,900	13,100	100
:				
1955	93,500	24,100	27,000	500
1956	100,200	24,900	31,000	500
:		(1958年21,000)		
1961	87,600	20,700	34,700	700
1962	88,700	21,300	37,300	900
1963	90,400	22,000	40,300	900

(註：1958年次に企業体で自設自営の工業系訓練実習場が150ヶ所、そこで見習工約10,500名が実技訓練を受けた。この数はオーストリア全工業系見習工数の約 $\frac{1}{2}$ に当る)

#### IV 教育・訓練の制度

オーストリアの教育制度全般は1962年に再編成された。即ち、新しい教育法(Schulpflichtgesetz)(1962年7月25日附の教育法 Compulsory Education Act)が1963/64学校年度に実施され、その後数年かかって遂次旧制度から新制度へ移行していった。

職業学校(vocational school)と実業学校(trade school)の主要な任務は、工業、手工業、商業関係職種の見習工又はその他類似の訓練生又は見習中の若者達に関連学科を授業することである。尙年次別職種別見習工数については(表4)を参照せられたい。

※

オーストリアの職業学校には三つの型(科)がある；

- (1) 普通科系 (gewerbliche Berufsschule)
- (2) 商業科系 (Kaufmannische Berufsschule)
- (3) 家政科系 (hauswirtschaftliche Berufsschule)

上記(1)の普通科系職業学校では数種の職業系学科を指導する。

この系列の中には多数の実業学校(fachliche Berufsschule)が含まれており、そこでは特定職業又は双方に密接な関係のある職種群について基本的又は充分な訓練を与へる。※

これら各タイプの職業学校はすべて1963年6月の文部省命令によって教科課程が定められている。

※ 1968年オーストリアで新しい制度としてpolytechnical ninth-year course導入、若者で普通系学校にも上記各種職業系学校(general, technical, 農業系, 職業系)何

れにも学ばない者にはこのコースに入れて継続教育と普通職業訓練を与へ将来にそなへる。

#### 職業訓練の監理 監督 機関；

オーストリアに於ける技能者養成訓練の主たる責任機関は連邦經濟・復興省（BUNDESMINISTERIUM FÜR HANDEL UND WIEDERAUFBAU）であった。

連邦教育・社会省も又養成訓練に関与したのである。

技能者養成の監理業務は商工会議所に委託された。会議所は全企業主の法的代表機関だからである。会議所はその監理業務を専門の各職種別団体を通じて実施したのである。このような技能者養成に関する監理監督は1969年3月の新職業訓練法の成立によって改正された。その内容については後述する。

義務教育延長は1963/64学校年から遂次導入されることとなつたがその頃の所謂最低学卒年令14才の若者の1963年次の総数は108,000名であつてその内10,000名は在学中であり残りの大多数93%は職業指導を受けていた。此の93%の内訳を見ると、41,000名が見習工養成契約に入り、14,000名の若者は全日制職業学校へ進んだのである。その他の者は、自作農業又はその他の企業に就いた（農業に従事した若者の約20%は農業系職業学校に通学した）。（これらの数字は1967年のOECD発表によるもので、前に示した表(3)の中の1963年次のオーストリア職業指導統計と多少のずれがある。）

これで明らかに見習工養成契約に入った若者の数が半数近いと云うことは、職業訓練制度全体の中で見習工養成契約による訓練が主導的役割を果していることを示すものである。

1965年次に於ける産業部門別に見た見習工の分布数は次の通りであった。

手 工 業	88,390名
工 業	20,140
商 業	32,190
運 輸	820
觀 光 事 業	6,840
合 計	148,380

大半の見習工は中小企業に雇用されている。大企業は従つて手工業系各部門で訓練を受けていた労働者の中から実質的には要員を充足したのである。従つて此の工業への転移は *on-the-job* での相当数の再訓練を意図している。

凡ての見習工が職業学校で定時制の関連学科を受講するように要求されている。（週1日制又は年間8週間のブロック・リリース制度によるか何れにせよ）  
※（後述の近代中央職業学校の項参照）  
但しこの程度の時間の関連学科の受講で見習工達が充分基礎知識を把握出来るか否か或は又ブロック・リリース制の如き集中的受講制度が現場の実習訓練と充分うまくかみ合っているか否かは疑はしい。そこで年間12週制の延長案が提唱されている。

一方、職業学校に進んだ生徒の95%は特定職業職種について特定の訓練を受けたのである。従つて職業技能そのものについては限られた多様性しか与へられていない、それは職業の稼動性を奨揚するものではない。

前述のように1962年の教育法の結果、初等義務教育修了年齢は1966年9月に15才に引き上げられた。（1964年学校年から漸進的に引上げ措置がすすめられた結果全国的に体制化したのは1966年9月）それに伴て当然従来の見習工養成訓練の実施内容を訓練基準改善の見地から修正の方向に向けるべきであると云う議論が生じた。

茲で1962年の教育法と関連して、職業訓練に関する法的規制論について少しくその発展の経緯を紹介する必要がある。

実の処1961年政府は一つの職業訓練法案を提案したのであり、その草案とは別にオーストリア労働組合総同盟（the Austrian Federation of Trade Unions）でも独自の案を作成したが、両草案とも連邦議会によって拒否された。

その後、使用者団体としての連邦経済会議所、労働組合総同盟、オーストリア労働会議所、三者間の長期にわたる協議の結果、1965年12月16日次のような合意に達した。

その合意に達した諸点とはそれらに基いて職業訓練の法的機構に関し、三者

間の共通の見解が確立したものであり、その主要点は、職業訓練が将来单一立法によって規制さるべきこと及び見習養成工を雇用する権利は此の单一法によって決定さるべきもので、従来の余りにも旧体系（1859年制定の職業規則一数次の改訂を経て1952年の改訂が最後的）の時代に即応しない職業規則にはも早しばられないこと等であった。（此の経緯は西ドイツの1969年の新職業訓練法の成立迄の事情と極めて良く相似している）。このようにして、政府、労使各機関の協議が促進されて遂に单一立法として、1969年3月26日連邦法第142号を以て新しい職業訓練法が成立するに至った。此の新法については後述する。

## V 職業学校に於ける定時制訓練の問題点

オーストリアに於ける職業訓練の本來的パターンは企業内のオン・ザ・デュップ方式の実技訓練と職業学校に於ける関連学科との結合方式であることは先述した通りである。

従って18才以下の若者（義務教育修了者）の大多数がこの本來的パターンとしての技能者養成契約の下に訓練を受け、小数の者が何らかの形式の公認の訓練を受けないまゝで学校を了へて直接雇用に入る。

15才～16才年令層の若者の内で訓練を受けないままに雇用に入った者の数は1957年時の40%をピークとして漸次減少し1960年には30%へ減少した。

次の表はこの兩年度に於ける学卒年令層の進学と訓練コースへの対比を示す

(オーストラリア学校統計より)

15~16才年令層の在籍する施設別	1957年12月現在の% (ピーク時)	1960年12月現在の% (下降時)
技能者養成契約+定時制職業学校	33.0	40.0
義務教育を了へて未熟練労働へ	40.0	30.5
普通中等学校へ	9.5	11.5
全日制職業学校	17.5	18.0

此の表の対比率は1960年代も大体継続した。即ち、大半の若者(40%)は、技能者養成契約の下で定時制の職業学校に通学している。

然し乍ら職業学校に於ける定時制の教育訓練の持つ可き教育的役割についてはこれ迄(1965年末現在)極めて世間の関心が低調であった。

これら定時制職業学校に通学している生徒の $\frac{1}{5}$ は実は初等教育を満足に修了してはいなかつた。つまり初等学校で既に色々の困難に遭偶していたので、一般に学校と云うものに対して否定的消極的な態度のままで職業学校の定時制に通学するものである。

職業学校と云う施設は家庭の事情が不安定な子弟を多数引付けるようである。このような家庭の事情下での生徒の6人の内の1人の割合で、彼等に対する学校側の特別の教育的努力が家庭での放任を償うためにも必要となつてゐるのである。その上これらの生徒が遭遇する別の困難は、彼等に対する監督(面倒を見たりすること)の欠如や両親と教師間の連絡の不充分さなどである。

此の間の事情は普通中等学校への進学組と職業学校生徒との1963/64学校年度に於ける次の如き比較から判断出来る即ち中学進学組20,000名の内僅に10名が少年審判所に呼び出されたのに對し、職業学校生徒34,500名の内576名の問題児が審判所に呼び出された。

例えはウイーン市では、少年審判所の監督は殆んど常に技能者養成契約を対象としその後見の下で職業学校に通学する生徒とその他の生徒数の対比は約1:11である。

ウイーン市の中等学校附設の児童補導室(the child guidance bureau-ux)が1963/64学校年に取り扱った問題の件数は156件であったのに対し

職業学校附設の補導室の取扱い件数は 1,600 件で、その殆んど (97.5%) は不安定な社会的事情に原因していたのである。

斯のような事態下で職業学校が教育的役割を遂行するには多くの困難があるのは明瞭である。他の一般の学校と違つて、生徒をクラス別にする場合でも各生徒の能力に応じてではなく、彼等が選択して学ぶ職種に従つてクラスを構成するため、クラスの中ではそれぞれ違つた能力の生徒達と一緒にまとめて指導する教師の仕事は一般の他の学校の教師よりもむつかしい。

その上職業学校はその本来の性質からして、生徒達に対し、教育よりも訓練を供与する施設であり、職業 (a career) の準備をさせることに関心を置くものである。その上、生徒達は精々週に一度しか通学しない事や通学に関する規律や取り締りの面では退学措置が最も厳しい措置であるに過ぎない…それ以外別段の策はないと云う事も定時制教育の困難性を増すものである。

さりとて、これらの生徒から全然教育を奪い去ることは尙更に事態を悪化させる。若し彼等を放置しておけば、結局は彼等の社会的位置は、単なる労働者か未熟練労働者として終ってしまうからである。

職業学校の教師たる者は、生徒（見習工）が各自の適性に応じた職業経験を選択する手助けをするための重大な役割を持っている。そこで、職業学校の第一年度を通じて職業指導相談とめん密な監理監督を受けることが生徒にとって極めて緊要である。

これらの職業教師の仕事を助けるために児童補導機関がある。即ち、所謂 "Child Guidance Clinic" (児童補導診療所) があつてその職員の構成は心理学者 2 名、言語障害治療医 1 名、精神病医 1 名、社会事業家 4 名、精神療法医 1 名から成るチームである。此のチームが、職業学校側と協力するため補導機関から派遣されている職業指導相談員と協同して仕事に当るのである。

上記の児童補導機関に委託される問題は色々ある。例へば次の如き生徒達である。

a, 重大な心理学的問題をかかえた生徒、従つて学校にも社会環境にも満足に

適応しない者。

b, 一つの失敗をして更に別の失敗をする者。

c, 作業条件に自己を適応させることが特に困難で見習養成契約を果すには知的能力も適性もそれに及ばず見習契約を完了出来そうもない生徒。

### ～～近代中央職業学校 (Landesberufsschulen) ～～

尙本項に於ける定時制訓練は週1日制の例であるが、オーストリアにもブロック・リリース制即ち年間数週まとめて関連学科を学ぶ方式の職業学校もある。全国で約20校のブロック・リリース制の職業学校（即ち近代中央職業学校 (Landesberufsschulen) と称する）があって、見習工養成契約期間中の各年に7～8週間全日制の職業訓練を供与している。即ち此の種の職業学校では、設備の完備した工場実習場で週当たり12～20時間程度の実技指導とこれらの関連学科との組合せ方式を採用している。これらのブロック・リリース制職業学校は全寮制で、必要とあれば生徒（見習工）は経済的援助を受けられる。生徒は課外活動として、劇場参観、講演会、討論会、音楽・スポーツ、図書等の利用享受が出来る。

## VII 1964年3月文部省令に基くラワー・オーストリア 地方の各学校に於ける技術・技能コース導入

1964年3月26日 附で連邦文部大臣は省令によって Lower Austria (北東部の州) 地方の初等教育の第9年目に試験的に“技術・技能コース (polytechnical course) の開設を 1964/65 と 1965/66 の各学校年に措置するよう指示した。この新設コース担当のための 400 名の教師が特訓を受け、1966/67 学校年には北東部州の 147 校で 250 の技術・技能コースが導入された。（この新しいコースを受講した生徒数は 7093 名で男子 3788, 女子 3305 であった）

( 所謂実科コース )

新設技術・技能コースの教科課程は柔軟性を特色として、生徒の最大限度の適応性を考慮したものであり、必須科目の週当たり時間割は次の通りであった。

Lebens Kunde ( 態度・規律 )	3 時間
一般的・実際的職業オリエンテーション	3
基礎的経済・社会科学	2
自然科学	2
手 作 業	3

生徒の指導方法として各種の視聴覚教材：スライド、フィルム、テープレコード、掛図、模型、製図、スケッチ等を出来るだけ利用した。

1967学校年の休日を利用して229名の教師がこれらの新しい指導方法研究のため継続訓練コースに出席した。

大半の生徒は1967年の当初既に将来の職業の選択をしてしまっていたが此の新設コースの導入の結果可なりの数の生徒がコースの教科の中での例えば企業訪問（工場見学）とか情報啓蒙に因ってその選択職業を変更した。又新設コース受講生徒の脱落率は僅に2%であった。

此の試験的導入は成功したものと評価された。

尙、初等教育の第9年目に技術・技能コースを導入する試みは元々1962年の教育法によって義務教育が15才迄延長され1966年9月より実施するよう決定されたため、その延長部分を専ら“技術・技能的コース”に充当する意図があったためであり、その場合、義務教育を修了した若者達に出来るだけ此の新規の第9年目のコースは教室に於ける教科書中心でなく又本による記憶本位になることを避け、むしろ重点をグループ作業に置き個々人の創造的生産的作業の意欲習得を意図したものであった。かくして先ず試験的に此の技能教育コースの導入が上記の1964年3月の文部省令によって北東部の州の各学校で導入実施された訳であり、その実績を見て遂次他の州にも及ぼす方針である。

これは西ヨーロッパ各国に於ける教育の職業化の傾向と近似するものがある。

## Ⅳ 1966年14日の連邦法 農業・林業技術訓練に関する法律

1966年7月、オーストリア農業・林業訓練に関する連邦法について紹介する必要がある。此の国は第二次大戦後マーシャル・プランを軸とする経済復興推進の中で鉱工業生産に重点を置いて来たものであるが、他面国土の $\frac{1}{3}$ が森林であり、スエーデン、フィンランドと共にヨーロッパの三大木材輸出国であり、又農業人口769,000名（1961年調べ）を有し農林部門の開発及び関連技術の振興も無視出来ない事情にある。農機具生産が最近数年間輸出品目としても注目されて来たことでもこのかんの事情を示すものである。

そこで農林部門の技術・技能の訓練のための教育施設及び農林系学校教師の継続訓練の拡充整備のために1966年7月連邦法が成立した。

即ち、5年制の上級中等教育施設としての農業及び林業中等学校（*höhere Land- und forstwirtschaftliche Lehranstalt*）を開設し、義務教育8年を経て第9年から第13学年迄とし、（従来は3年制、その後4年制であった），将来卒業後は農業又は林業の分野でのより高度の技術的職種又は大学レベルの研究への準備コースたらしめるものである。

尙、義務教育修了後農業又は林業関係の企業で少くとも2年間実務経験を持った者は上記の学校で特別4年コースに編入される。（普通5年コースと同格）

農業・林業教育訓練担当の教師養成のための専門学校を開設し、前記の農業・林業学校で教師として指導訓練に当る者の養成及び所要の地域情報プログラム作成等を所管せしめる。

前記の学校卒業者がこの専門学校に入校する場合は法の定むる期間即ち2～4週間の専門学科の外、2年間の実技訓練を受ける。大学卒資格を有する者が入校する場合はその人の前歴と経験に照らしてコースの期間が定められる。一クラス定員は30名とし36名を超えてはならない。

## Ⅷ 1968年12月の雇用促進法と職業指導

1968年12月12日公布のオーストリア雇用促進法は完全雇用を目指すものであるが、全法が職業訓練に影響を及ぼす点を中心に簡単に紹介してみよう。

全法に基づいて連邦社会省の中に雇用政策審議会（Employment Policy Council）が設置され雇用政策の樹立に関し諮問機関とする。審議会の構成は、社会省大臣又はその代理が議長となり、労使双方から6名づつの代表、経済・社会問題の専門家2名、その他関係各省から代表を出して成立する。

各代表の任期は5年となっている。

此の法律の本来の目的たる完全雇用のため連邦経済省と雇用事務所（PLACEMENT OFFICES）は“AGENCIES FOR EMPLOYMENT SERVICE”即ち、雇用業務機関と看做される。

この完全雇用の達成と保持の方策として、雇用業務機関は次の事項を担当する。

- (a) 職業の選択又は変更について助言を与へること。
- (b) 訓練又は雇用のための適切な施設を探す場合の援助、或は就職を保持し又は時代に遅れないような訓練を受けるための援助を与へること。
- (c) 使用主側が自己の企業に適応した労働力を求める際の援助。
- (d) 転職や訓練上の要請によって必要とされる適応性を促進すること。

### 雇用業務機関の職業指導

雇用業務機関たる雇用事務所（PLACEMENT OFFICES；日本の職業安定所に相当する）は求職者の居住地域又はその本来の居住地域に於ける職業指導相談の責任を負うのである。

又、普通初等教育の最終学年にある生徒達に対しその学校区の雇用事務所は職業指導の責任を負う。

雇用業務機関は教育当局と協力して、初等教育の第8年次に生徒の職業指導

(オリエンテーション)又は一般職業ガイダンスを措置しなければならない。義務教育最終年に在席中の生徒、上級中等教育の最終の2年に在席する生徒又は下級又は上級職業学校或は工業学校を履習コース完了前に中退しようとする生徒は出来るだけ早期にその地方の雇用事務所に届け出なければならない。

#### 見習工の労働時間についての法的規制

1969年12月11日 オーストリア共和国は18才以上の全労働者の労働時間を定めた労働時間法を制定し、1970年1月5日より効力が発生した。これと同時に国民議会が採択した第二の法律は、児童と青少年に関する労働時間に関する基準を定めた。それによると、彼等(見習工を含む)若年者は1日8時間、週当たり43時間を上回って働いてはならないことになった。(1972年からは、42時間、1975年からは40時間に制限される予定である。)

#### IX 1969年3月26日の連邦法第142号新職業訓練法の成立

従来の技能者養成制度(アプレンティスシップ)に関する数多くの規則や法律・命令等、特に1859年制定の職務規則(Trade Regulations)等、訓練に関する諸条項は一元的に統合されて1969年3月の職業訓練法一本にしほられた。(これは西ドイツの場合と極めて近似している)。

註(※ 1859年制定の職務規則: Gewerbeordnung は数次の改正を経て1952年にも改訂されたが、1961年頃から近代的要請に即応するための抜本的改正論が生じた)

元来、訓練に関する諸規則の一元化については早くから関係者の間で提唱され、1961年に既に政府側の提案した職業訓練法案や、オーストリア労働組合連盟側が起案した法案は、何れも国民議会によって否決された。

その後1965年12月16日に至って、それ迄の永年の討議の結果、連邦商工会議所(使用者団体)、オーストリア労働組合連盟、オーストリア労働會議所、

三者間で職業訓練の法的機構に関する共通の見解点に達し、政府はこの三者協議に基づいた職業訓練に関する新しい草案を作成し、特に 1859 年以来の時代遅れの職務規則を廃止して新しい法律一本で職業訓練を規制する骨子を決定した。更に三者会議により共同職業訓練審議会の設立を定め立法措置迄の準備にあたらしめた。

斯くて 1969 年 3 月の新職業訓練法の成立となつた。

新法の内容は多くの点で 1965 年 12 月の労・使間の合議事項を取り入れている。法の要旨は次の通りである。

- (1) 職業訓練審議会の設置：連邦商工会議所の諮問機関として職業訓練審議会を設置すること。この審議会の機能は次の各項について諮問に応ずることである。即ち見習養成職種一覧に関する新規条項又は修正の必要性について、訓練基準、試験実施要件、企業以外の訓練施設に於て見習工を訓練する権利の授与又は取消しについて諮問に応ずること。
- (2) 経済省は、職業訓練に関する新規又は改訂規則の公布の予定期日の少くとも 2 ヶ月前に職業訓練審議会の意見を求めるべきこと。
- (3) 職業訓練審議会の構成メンバー：  
12 名の委員（及び 12 名の代表委員）が経済省によって任命される。その内半数は連邦商工会議所により又他の半数はオーストリア労働会議所の推薦によるものであること。  
審議会の議長は、連邦商工会議所が労働会議所と協議の上指名した者を經濟省が任命すること。
- (4) 各職業学校の代表及びその他審議会の認めた専門家（6 名を限度とする）は審議会の審議に参加するよう要請されるものとする。審議会の各委員は見習養成最終試験に立会うことが出来る。
- (5) 商工会議所又は工業連盟の設置した見習養成相談機関（the Apprenticeship Services）は見習工訓練の監理責任を持つべきであること。

見習養成相談機関の機能の主なものは：

- (1) 見習養成契約の登録、契約調印後 4 週間以内に登録すること。（見習契約が始まる時期迄に見習工が義務教育を修了していない場合は登録は拒否しうるものとする。）
- (2) 訓練条件が所定の訓練基準に合致していることを確認すること。
- (3) 見習工試験委員の任命及びすべての見習工が最終試験を受ける機会を与へられるよう確保すること。
- (6) 経済省は、各職種毎に見習養成規則を定むべきこと、その場合特に見習生数と熟練工数の比率を明確にすること。
- (7) 経済省は、社会省及びその他の関係省と協議の上で、省令によって次の各項を定めること：
- (1) 見習養成期間（通例 3 年とし、最大限 4 年とする）に関すること。
- (2) 養成期間の短縮、関連職種に関する養成期間に関すること。
- (8) 見習養成契約は契約当事者たる親方（master）と見習生の関係を規制するものであり、その規制の内容としては次の各事項を含むこと。
- (1) 職種の記述と養成訓練期間
- (2) 養成契約の開始時期と修了時期
- (3) 見習生として職業学校に於ける関連学科コースへの出席の義務
- (4) 見習生の報酬額及び必要の場合は寄宿費としての支給額
- (5) 見習生が、職業学校に於ける訓練コースを既に修了しているとか又は見習養成相談機関（the Apprentice Services）が措置したグループ訓練コースを履修している場合は、その養成契約期間を短縮出来ること。又見習生が前回受けた見習修了試験に不合格であった場合その見習生の養成期間は 6 ヶ月を限度として短縮出来ること。
- (6) 養成契約の当事者たる親方（master）は、見習生に関連学科コースに出席させ、真面目に学科の勉強をさせるよう努力する義務があり、その間の報酬減額があつてはならないこと。
- 見習生の養成契約修了後 3 ヶ月は雇用すること。又見習生が受けた

訓練にふさわしい仕事に就かせること。

(9) 見習工養成最終試験規則は経済省の責任である。

見習工養成職種に必要な技能の訓練習得のため実技実習と関連学科の双方を供与する教育施設で勉強する生徒に対しては見習養成修了試験は免除される。

以上が新しい職業訓練法の大様であるが、この新法は1970年1月1日より実施されることになった。

又新法の公布実施に伴い、旧来の職務規則（the Trade Regulations）やその他の関係法令や規則は全面的又は部分的に廃止されることになった。

新法の運用の主たる責任官庁は経済省であり、職業訓練分野でのそれぞれの関係経済部門に従って関係各省の同意を得て経済省が実施の責任を負うものである。

（註：1969年3月の新職業訓練法成立迄は、主管省は連邦経済・復興省であり、文部省、社会省が関与した。そして見習工養成制度の監理事務は、商工会議所に委託されていた。そこで会議所としては実際の事務をそれぞれの専門職種別団体を通じて行使した。文部省は主として関連学科の監理の責任者であった。又商工会議所の監理事務に対しては労働会議所も参与した。）